

事業報告書

第 61 期 (令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 31 日まで)

沖縄県信用保証協会

事業報告書

第 61 期 (令和 5 年 4 月 1 日から
令和 6 年 3 月 31 日まで)

沖縄県信用保証協会

(所在地 沖縄県那覇市前島 3 丁目 1 番 20 号)

標記の事業成績を次のとおり報告いたします。

金融庁長官 栗田照久 殿

経済産業大臣 齋藤 健 殿

令和 6 年 5 月 21 日

沖縄県信用保証協会

会長 謝花喜一郎

目 次

1. 業務報告書	1 頁
2. 収支計算書	88
3. 貸借対照表	89
4. 財産目録	90

1. 業務報告書（令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで）

(1) 事業概況

① 事業方針

当協会は地域に根差す公的保証・支援機関として、ウィズコロナにおける金融支援・経営改善支援に最優先で取り組むとともに、創業支援、経営者保証の解除に向けた取り組みなど、中小企業のニーズに寄り添った支援を行うことにより、地域産業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

また、資金繰り支援の拡充や、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す「中小企業活性化パッケージNEXT」の趣旨を踏まえ、各関係機関との連携の下、ポストコロナに向け中小企業の経営基盤強化の一助となれるよう取り組んでいく。

更に、中小企業の実情に応じた支援に適切かつ迅速に対応すべく、「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「財務の健全化による経営基盤の充実」、「中小企業の振興と地域経済の発展への貢献」の4つの主要施策を掲げ、中小企業の持続可能な発展に貢献すべく中小企業の経営改善、経営力向上を伴走支援していく。

【令和5年度事業計画数値】 (単位：百万円)

項目	金額
保証承諾	72,148
保証債務残高	285,790
保証債務平均残高	294,621
代位弁済額（元利）	5,000
実際回収	1,000
求償権残高	1,688
基本財産	14,115

② 経済金融情勢

令和5年度の国内経済はコロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など経済に前向きな動きが見られた。県内景気は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が5類へ移行したことにより、入域観光客数の増加や経済活動の正常化が進み、個人消費の拡大が見られ、全体として拡大基調で推移した。

他方、雇用関連は、社会経済活動が一層活発化するなか、有効求人倍率は1.1倍を超

える数値で推移し、多くの業種で人手不足感が強まった。また、新型コロナやウクライナ情勢に端を発する資源価格の上昇及び円安の影響で食料品やエネルギー等の幅広い分野で価格の上昇が見られた。

③ 業績

令和5年度の事業実績は次のとおりである。

【令和5年度事業実績数値】

(単位：百万円、%)

項目	実績	対前年度比	
		対計画比	対前年度比
保証承諾	72,698	100.76	122.39
保証債務残高	291,949	102.16	97.10
保証債務平均残高	295,560	100.32	98.88
代位弁済額(元利)	3,473	69.46	147.72
実際回収	896	89.62	90.59
求償権残高	1,039	61.54	123.51
収支差額	1,076	214.77	94.66
基本財産	14,439	102.30	103.87

ア 保証承諾

保証承諾は、経済活動の正常化に伴う新たな資金需要及び伴走特別保証の改定による新型コロナウイルス感染症対応資金(以下「ゼロゼロ融資」という。)の借換等もあり、対前年度比122.4%、726億98百万円となり、過去10年ではゼロゼロ融資で大きく承諾を伸ばした令和2年度に次いで2番目に高い数値となった。

イ 保証債務残高

保証債務残高は、残高の過半数を占めるゼロゼロ融資の内約6割超の返済が開始しているなか、保証承諾が上述のとおり前年度を上回ったこと、及び資金繰りに支障をきたしている中小企業者への積極的な条件変更による資金繰り支援等により残高の減少が抑えられ、対前年度比97.1%、2,919億49百万円となった。

ウ 代位弁済

代位弁済は、コロナ禍以降ゼロゼロ融資による資金供給及び条件変更による資金繰り支援等により低く抑えられていたが、前年度から増加基調で推移しており、今年度は対前年度比147.7%、34億73百万円となった。

エ 回収状況

求償権の回収は、無担保・無保証人案件並びに休廃業・法的整理案件の増加により対前年度比90.6%、8億96百万円となった。

オ 収支状況

経常収入では、ゼロゼロ融資を中心とした保証債務残高の高止まりから、保証料が対前年比100.1%、29億55百万円と高い水準で推移した。

経常支出では、信用保険料が対前年比100.2%、13億44百万円、業務費が対前年比106.0%、7億62百万円となり、経常収支差額は11億76百万円となった。

経常外収支差額は、代位弁済の増加による求償権償却額等の増加により△1億円となり、当期収支差額は10億76百万円となった。

カ 基本財産等

当期収支差額10億76百万円のうち、基金準備金に5億38百万円、収支差額変動準備金に5億38百万円の繰入を行い、基本財産は対前年比103.9%、144億39百万円と増加した。

④ 事業の展望

令和6年度の国内経済は、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在するも、国の総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間主導の経済成長の実現が期待される。

県内景気の先行きにおいては、不安定な世界情勢や物価高騰、運送業等における2024年問題及び慢性的な人手不足等の影響も懸念されるも、国内経済の回復基調を受け、観光関連事業の復調及び県内の底堅い個人消費に支えられ、引き続き拡大基調で推移するものと期待される。

一方、新型コロナで痛手を負った中小企業においては、その回復も企業ごとに差がみられ、上記懸念材料の影響もあり、一部中小企業者には経営悪化が危惧される。

当協会は、地域に根差す公的保証・支援機関として、多様化する中小企業の課題に対してライフステージに即した支援を行うべく、引き続き「質の良い信用保証の提供」、「お客さまの満足度向上と保証利用度の拡大」、「経営基盤の充実」、「中小企業の振興と地域経済の発展への貢献」の4つの主要施策を掲げ、金融機関や支援機関等との連携を更に強化し、中小企業の資金繰り改善、経営改善を伴走支援し、中小企業の持続可能な発展に貢献していく。

(2) 庶務

月	日	記 事
R5.	4. 1	(就任) 理事 當間 達巳 (就任) 監事 屋我 嗣治 (重任) 理事 川上 康
R5.	4. 1	第242回理事会 議案：理事 當間 達巳 を常務理事に選任することについて
R5.	4. 5	令和5年度経営計画書を沖縄県及び主務官庁へ提出
R5.	5. 17	第31回監事会 第1号議案：令和4年度事業報告書（業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録）の監査結果を理事会に報告することについて
R5.	5. 24	第243回理事会 第1号議案：令和4年度業務報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について
R5.	5. 29	第60期事業報告書を県及び主務官庁へ提出
R5.	6. 14	資産総額変更登記 15,676,912,927円
R5.	7. 18	(辞任) 理事 金城 馨 (就任) 理事 喜友名 勇
R5.	7. 31	外部評価委員会報告書受領
R5.	9. 12	沖縄県による財政援助団体等監査（職員監査）
R5.	12. 27	信用保証協会法第35条に基づく、沖縄総合事務局（財務部・経済産業部）と沖縄県による検査実施
R6.	3. 8	信用保証協会法第35条に基づく、沖縄総合事務局（財務部・経済産業部）と沖縄県による検査結果受領
R6.	3. 21	第32回監事会 第1号議案：令和6年度 監事監査の監査方針及び監事監査計画の策定について
R6.	3. 27	第244回理事会 第1号議案：令和6年度経営計画について 第2号議案：中期事業計画（令和6年度～8年度）について

(記載上の注意) 次のような事項につき記載すること。

- ① 役員及び役員会に関する事項
- ② 定款及び業務方法書に関する事項
- ③ 行政庁に対する申請、届出及び行政庁の認可、検査命令等に関する事項
- ④ 登記した事項
- ⑤ 訴訟その他主要な事項

(3) 役職員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
12 (9)	3 (2)	63	78 (11)

(記載上の注意) 当期末における役職員について記載すること。なお、非常勤の役員数を括弧内に内数で記載すること。

ロ 役 員

役職名	氏 名	現職就任年月日	備 考
会 長	謝 花 喜一郎	令和4年7月1日	常勤
専務理事	金 城 弘 昌	令和4年7月1日	常勤
常務理事	當 間 達 巳	令和5年4月1日	常勤
理 事	松 永 享	令和4年4月1日	非常勤 (沖縄県商工労働部長)
"	知 念 覚	令和4年12月9日	非常勤 (那覇市長 (沖縄県市長会))
"	宮 里 哲	令和4年11月25日	非常勤 (座間味村長 (沖縄県町村会))
"	川 上 康	平成29年4月1日	非常勤 (琉球銀行取締役頭取)
"	山 城 正 保	平成30年6月22日	非常勤 (沖縄銀行取締役頭取)
"	新 城 一 史	令和3年6月24日	非常勤 (沖縄海邦銀行代表取締役頭取)
"	喜友名 勇	令和5年7月18日	非常勤 (コザ信用金庫理事長)
"	岸 本 勇	令和4年7月12日	非常勤 (沖縄県中小企業団体中央会会長)
"	米 須 義 明	平成30年6月19日	非常勤 (沖縄県商工会連合会会長)
監 事	屋 我 嗣 治	令和5年4月1日	常勤
"	大 瀆 田美子	令和4年4月1日	非常勤 (税理士)
"	嘉 数 裕 幸	令和4年4月1日	非常勤 (沖縄県産業振興公社事務局長)

(記載上の注意) 当期末における役員について記載すること。なお、現職就任年月日欄には、現職就任年月日と理事就任年月日とが異なる場合、理事就任年月日を併記することとし、備考欄には、常勤及び非常勤の区分を記載すること。

(4) 事務所

名 称	開設年月日	所 在 地	備 考
本 所	昭和38.12.26	沖縄県那覇市前島3丁目1番20号	自己所有 土地 423.23㎡ 建物 2,699.67㎡

(記載上の注意) 当期末における本所、支所、出張所及び連絡所別に記載すること。なお、備考欄には、不動産所有の有無を記載すること。

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

区 分	期 別	前 期 末	当期中増加額	当期中減少額	当 期 末
基 金 準 備 金	基 金	8,986,758	0	0	8,986,758
	準 備 金	4,914,094	538,000	0	5,452,094
			(0)		
計		13,900,852	538,000	0	14,438,852

(記載上の注意) 基金準備金の当期中増加額欄の括弧内には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載すること。

口 出えん金 (累 計)

(単位:千円)

出えん者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
地 方 公 共 団 体				
都 道 府 県		6,579,308	0	6,579,308
市 町 村		1,621,526	0	1,621,526
計		8,200,834	0	8,200,834
金 融 機 関				
都 市 銀 行		0	0	0
地 方 銀 行		5,032	0	5,032
第二地方銀行協会加盟行		1,373	0	1,373
信 託 銀 行		0	0	0
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		732	0	732
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		0	0	0
商工組合中央金庫		0	0	0
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		0	0	0
生 命 保 険 会 社		0	0	0
損 害 保 険 会 社		0	0	0
沖縄振興開発金融公庫		915	0	915
計		8,052	0	8,052
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		168	0	168
合 計		8,209,054	0	8,209,054

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

八 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

負担者別	期 別	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
金 融 機 関				
都 市 銀 行		17,029	0	17,029
地 方 銀 行		1,900,852	0	1,900,852
第二地方銀行協会加盟行		613,597	0	613,597
信 託 銀 行				
長 期 信 用 銀 行		0	0	0
信 用 金 庫		233,005	0	233,005
信 用 協 同 組 合		0	0	0
農 業 協 同 組 合		1,400	0	1,400
商工組合中央金庫		101,119	0	101,119
日本政策金融公庫		0	0	0
農 林 中 央 金 庫		1,400	0	1,400
労 働 金 庫		300	0	300
生 命 保 険 会 社		500	0	500
損 害 保 険 会 社		10,792	0	10,792
信用漁業協同組合連合会		400	0	400
計		2,880,394	0	2,880,394
そ の 他				
業 者・業 者 団 体		2,310	0	2,310
合 計		2,882,704	0	2,882,704

（記載上の注意）信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれの連合会を含めて記載すること。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無	借入金		損失補償	補 給 金		その他	
							保証料	保険料		
経営の安定に必要な事業資金(事業再建に必要な資金を含む。)	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 2年以内)	0.80 (無担保無 保証人保証 0.60)	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			
経営の安定に必要な事業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.8	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			
経営の安定に必要な事業資金で、 運転、設備 資金又は運 転設備資金	30,000	7年以内 (うち据置 1年以内) 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第3号、第 4号又は第 5号の適用 を受ける場 合は運転7 年(うち据 置1年以内) 設 備 10 年 (うち据置 1年以内)	セーフティ ネット保証 4号適用 0.00% セーフティ ネット保証 3号・5 号・7号適 用 0.55%	有り (1) セーフティ ネット保証 3号、5 号、7号 適用時 (セーフ ティネット 保証4号 適用は なし)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県・連 合会 の 対 象 と な る 場 合 あり	県		

種 類 (制度名)	対 象
沖縄県新型コロナウイルス感染症対応資金	<p>次のいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定</p>
経営安定関連	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)</p> <p>(3) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと(注1)</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p>
新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したもの。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無	担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
						借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		県・連 合会	連合会		
経営の安定 に必要な事 業資金	100,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、免除対 応を適用する 場合は法人代 表者の連帯保 証を徴求しな い。		連合会	連合会		
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、免除対 応を適用する 場合は法人代 表者の連帯保 証を徴求しな い。		連合会 ・県	連合会 ・県		

種 類 (制度名)	対 象
伴走支援型借換等対応資金	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること（注1）</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること（注1）</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p>
経営 安 定 関 連 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。</p> <p>ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと</p> <p>① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと</p> <p>② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 「純資産の額≥ 0」であること</p> <p>※2 「経常利益+減価償却≥ 0」であること</p> <p>※3 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乗せ		担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、免除対 応を適用する 場合は法人代 表者の連帯保 証を徴求しな い。		連合会 ・県	連合会 ・県		
経営の安定 に必要な事 業資金	80,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	所 定 料 率 (0.85%又 は0.75%) に対して、 左記(3)① ②要件の該 当状況に応 じて0.25% 又は0.45% を上乗せす る。 ただし、補 助期間に応 じて0.05% から0.15% に相当する 額を国が補 助する	有り (1)	担保は徴求し ない 保証人は徴求 しない		連合会	連合会		

種 類（制度名）	対 象
危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた特例中小企業者
危 機 関 連 中小企業セーフティーネット資金 （危機関連保証）	協会の保証の対象となるものであって、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次に該当するもの (6) 中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの
連 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応 資金	次の認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第6項の規定による認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
経営の安定 に必要な事 業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	10年以内 (うち据置 2年以内)	0.80 (無担保無 保証人保証 0.60)	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			
運転、設備 資金又は運 転設備資金	30,000	運 転 7 年 (うち据置 1年以内) 設 備 10 年 (うち据置 1年以内)	0.00%		担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県・連 合会と なる場 合あり	県		
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場 合は0.2%を 上乘せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、経営者 保証免除対応 を適用する場 合は法人代表 者の連帯保証 を徴求しない。		県・連 合会	国		

種 類 (制度名)	対 象
<p>新型コロナウイルス感染症対応伴走型 支援資金</p> <p>危 機 関 連</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営むもののうち、次の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したものの。</p> <p>(3) 保険法第2条第6項の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）</p>
<p>当座貸越根保証</p> <p>当 座 貸 越</p>	<p><個人事業者の場合> 業歴が3年以上で、かつ申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、次のいずれかに該当する者。 1. 保証協会のスコアリングで、一定基準以上である 2. 青色申告を行っており、申告所得が300万円以上で、不動産を有している 3. 青色申告を行っており、申告所得が100万円以上で、不動産等の担保提供がある</p> <p><法人の場合> 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、保証協会のスコアリングで一定基準以上である</p>
<p>事業者カードローン当座貸越根保証</p> <p>カ ー ド ロ ー ン</p>	<p><個人事業者の場合> 業歴が3年以上で、かつ申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、次のいずれかに該当する者。 1. 保証協会のスコアリングで、一定基準以上である 2. 青色申告を行っており、申告所得があり、不動産を有している</p> <p><法人の場合> 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上で、保証協会のスコアリングで一定基準以上である。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
経営の安定 に必要な事 業資金	40,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場合 は0.2%を 上乘せ		担保 原則無担保と する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しな い。また、経 営者保証免除 対応を適用す る場合は法人 代表者の連帯 保証を徴求し ない。		連合会 ・県	連合会 ・県		
事業資金	280,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 50,000千円 超は必要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
事業資金	20,000	2年以内	1.62~0.39	有り (1)(2)	担保 原則として不要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					

種 類 (制度名)	対 象
中堅企業特別保証	破綻金融機関等と金融取引を行っていたために金融機関からの円滑な資金調達に支障が生じている中堅事業者で「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること
創 業 等	<p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第29項第1号） ②事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第29項第3号） ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第29項第5号） <p>(2) 法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第2号） ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第4号） ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第6号）

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	普通保証 500,000 無担保保証 100,000	運転 5年以内 (うち、据置 1年以内) 設備 7年以内 (うち据置 1年以内)	無担保0.65 有担保0.75	有り (1)	担保 1億円超は 原則有担保 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			
運設 転備	35,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			

種 類 (制度名)	対 象
<p>再挑戦支援保証</p> <p>創 業 等</p>	<p>以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に行ったもの(産業競争力強化法(以下「法」という。)第129条第4項第2号)。</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第1号)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第3号)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第2号)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。</p> <p>② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号)のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号ロ前段)。</p> <p>② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号ロ後段)。</p> <p>(5) 上記(3)に規定する創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号ロ前段)。</p> <p>② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号ロ後段)。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	35,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.65	有り (1)	担保 不要 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会			

種 類 (制度名)	対 象
<p>創業者・事業承継支援資金融資保証</p> <p>創業者</p> <p>業</p> <p>等</p>	<p>協会の保証の対象となるものであって、県内に居住し、県内で事業を開始しようとする者又は事業開始後一定期間を経過していない者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(創業者支援貸付)</p> <p>1 創業前の者で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の者で、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>イ 商工会等の創業セミナーの受講を終了した者で、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>ウ 1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者で、借入金額と同額以上の自己資金を賄えるもの</p> <p>エ 2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもので、借入金額と同額以上の自己資金を賄えるもの</p> <p>オ 産業競争力強化法第113条の規定により市町村が作成し主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもので、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>(2) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもので、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>2 創業後1年未満の者で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者で、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、設立から1年を経過しない者で、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>(3) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立し、設立から1年を経過しない者であって、所要資金の20パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>(4) 個人で創業し、創業後1年未満に同一事業を法人化した者で、所要資金の10パーセント以上を自己資金で賄えるもの</p> <p>3 創業後1年以上5年未満の者で、次の各号に該当する者</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年以上5年未満のもの</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人が会社を設立し、1年以上5年未満のもの</p> <p>(3) 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立し、1年以上5年未満のもの</p> <p>(4) 個人で創業し、創業後1年以上5年未満の間に同一事業を法人化したもの</p> <p>(事業承継支援貸付)</p> <p>1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による認定を受けたもの。</p> <p>2 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第1項の規定による認定を受けた認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うもの。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運 設	転 備 (創業者支 援貸付) 20,000 (事業承継 支援貸付) 80,000	10年以内 (うち据置 1年以内) 運 転 資 金 10年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 資 金 15年以内 (うち据置 1年以内)	(創業者支 援貸付) 0.60 (事業承継 貸付) 0.75~0.35	有 り (1)	担 保 保 原 則 証 人 と して の 徴 求 し ない 保 証 人 原 則 と して 法 人 代 表 者 以 外、 保 証 人 は 徴 求 し ない		県・連 合 会 の 対 象 と な る 場 合 あり	県		

種	類 (制度名)	対 象
創 業 等	スタートアップ創出促進保証	<p>次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第29項第3号）。</p> <p>(2) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの（法第2条第29項第5号）。</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第4号）。</p> <p>(4) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第6号）。</p> <p>(5) 法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であつて新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。</p> <p>保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する。</p>
流 動 資 産 担 保 融 資	流動資産担保融資保証	<p>事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る</p>
事 業 再 生	事業再生保証	<p>次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者を対象とする</p> <p>(1) 次の①又は②のいずれかに該当する者</p> <p>①再生事件又は更正事件に係属している者</p> <p>②民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く）</p> <p>(2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者</p> <p>(3) 次の①及び②のいずれにも該当する者</p> <p>①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること</p> <p>②償還が見込まれること</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
創業者が創業者(法第129条第2項により創業者とみなされるものを含む。)である期間内に法第2条第28項に規定する創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。	35,000	10年以内(据置期間は1年以内)とする。ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。	0.85	有り(1)	担保は徴求しない 保証人は徴求しない		連合会			
事業資金	200,000	1年以内	0.68	有り(1)	担保 申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する 保証人 保証人は徴求しない					
事業資金	200,000	10年以内	2.20	有り(1)(2)	担保 必要に応じて徴求する 保証人 法人代表者を除いては、原則として徴求しない		連合会			

種 類 (制度名)	対 象
事業再生円滑化関連保証	<p>金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>①特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとするもの</p> <p>②独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの</p> <p>③認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの</p>
中小企業再生支援資金融資保証	<p>協会の保証対象業種であって、県内において3年以上継続して同一事業を営む中小企業者(NPO法人を除く)、協同組合等で、沖縄県中小企業活性化協議会(経営改善支援センター含む)又はおきなわ経営サポート会議等(以下「協議会等」という。)の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの</p>
事業再生	<p>中小企業再生支援資金融資保証(新型コロナウイルス感染症対応貸付)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者(NPO法人を除く。)、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む者のうち、沖縄県中小企業活性化協議会、おきなわ経営サポート会議等(以下「支援機関」という。)の支援を受けて作成した再生計画に従って事業再生を行うもの。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	3年以内	1.76 (無担保無 保証人保証 利用時 0.90)	有り (1)	担保 必要に応じて 求める 保証人 法人代表者を 除いては原則 として保証人 は徴求しない					
運 転 (既存保証 付融資の借 換も可能) 設 備	80,000	15年以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 0.50 責任共有外 0.70	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運 転 (既存保証 付融資の借 換も可能) 設 備	80,000	15年以内 (うち据置 5年以内)	0.00% (1)責任共有 制度、0.80%。 ただし、0.60% 国が補助、 0.20%県が 補助。経営 者保証免除 対応を適用 する場合、 保証料は 0.20%上乗 せとなるが、 国が補助。 (2)責任共 有制度対象 外、1.00%。 ただし、0.80% 国が補助、 0.20%県が 補助。経営 者保証免除 対応を適用 する場合、 保証料は 0.20%上乗 せとなるが、 国が補助。 ただし、 条件変更 に伴い追加 して生じる 保証料につ いては国の 補助の対象 外とする		担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として法 人代表者以 外の保証人 は徴求しな いものとし る。また、 免除対応を 適用する場 合は法人代 表者の連帯 保証を徴求 しない。		連合会 ・県	連合会 ・県		

種 類 (制度名)	対 象
事業再生計画実施関連保証	<p>以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。</p> <p>【法第53条第1項に規定】</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第32条第1号に規定】</p> <p>③特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>【施行規則第32条第2号に規定】</p> <p>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>【施行規則第32条第3号に規定】</p> <p>⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>【施行規則第32条第4号に規定】</p> <p>⑫中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	15年以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 0.80 責任共有外 1.00 (無担保無 保証人保 証 0.60)	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あ り			

種 類 (制度名)	対 象
<p>事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)</p>	<p>以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。 【法第53条第1項に規定】</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>②認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第32条第1号に規定】</p> <p>③特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 【施行規則第32条第2号に規定】</p> <p>⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 【施行規則第32条第3号に規定】</p> <p>⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 【施行規則第32条第4号に規定】</p> <p>⑫中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
<p>自主廃業支援保証</p>	<p>現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たすもの</p> <p>(1)事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの</p> <p>(2)直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること</p> <p>(3)バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人へ支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	15年以内 (うち据置 5年以内)	責任共有 制度、0.8% 責任共有 制度対象 外、1.0% ただし、経 営者保証 免除対応 を適用する 場合は、そ れぞれ0.2% を上乗せ。	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として法 人代表者以外 の保証人は徴 求しないもの とする。また、 免除対応を適 用する場合は 法人代表者の 連帯保証を徴 求しない。		連合会	連合会		
廃業計画の 実施に必要な となる事業 資金	30,000	1年以内 (かつ、終 期は解散 予定日より 前)	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	1,000,000	1年以内	2.20~0.50	有り (2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 個人保証人は 徴求しない					
事業資金	20,000 (小口零細 企業保証制 度利用時 5,000)	5年以内	1.90~ 0.60 (小口零細 企業保証 制度利用時 2.20~0.70)	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000	運 転 5年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 7年以内 (うち据置 1年以内) ただし、保 証付の既往 借換は10年 以内 (うち据置 1年以内)	責任共有 1.75~0.45 責任共有外 2.00~0.50	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あり			
運 設 転 備	20,000	7年以内	0.90	有り (1)	担保 徴求しない 保証人 徴求しない					

種 類 (制度名)	対 象
小口零細企業保証	<p>次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項1号から6号に定める小規模企業者を対象とする</p> <p>① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(②に掲げるものを除く)</p> <p>② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>③ 事業協同組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であること</p> <p>④ 特定事業を行う組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの</p> <p>⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員が20人以下のもの</p> <p>⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記①から⑤に掲げるものを除く)</p>
小規模企業対策資金保証	<p>対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者(従業員20人以下の企業。ただし、商業・サービス業は5人以下)</p>
沖縄県小口零細企業資金保証	<p>協会の保証対象業種であって、小規模事業者で次の各号の要件を備えるもの</p> <p>1. 県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者</p> <p>2. 県税及び市町村税を完納しているもの</p> <p>3. この融資の保証を含め、保証協会の既存保証残高と併せて2,000万円以下であること</p>
市町村小口資金保証	<p>協会の保証対象業種であって、小規模事業者で次の各号の要件を備えるもの</p> <p>1. 当該市町村内に住所及び事業所を有しているもの</p> <p>2. 市町村税を完納しているもの</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	20,000	短期運転 1年以内 運転 7年以内 (うち据置 6ヶ月以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	2.20~0.50	有り (1)(2)	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
運設 転備	(一般貸付) 20,000 (特別小口 貸付) 20,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80~0.40 (特別小口 貸付0.60)	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合(1)	担保 原則として 徴求しない (特別小口貸付 は不要) 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない (特別小口貸付 は不要)		県	県		
運設 転備	20,000	運転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備 10年以内 (うち据置 1年以内)	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運設 転備	5,000~ 10,000	運転 業備 設備 運転設備 5年~7年 以内 (うち据置 6ヶ月~12 ヶ月以内) ※ただし、 各市町村に より異なる	0.80~0.40	有り (1)(2) ただし、 特別小口 保険を利用 する場合(1)	担保 原則として 徴求しない 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		市町村	市町村		那覇市 外8市 町村

	種 類 (制度名)	対 象
長期	長期経営資金保証	<p>本保証の対象となる中小企業者は、沖縄県内に主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人または会社であり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でなく、償還能力があると認められるもの</p> <p>(2) 業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく、償還能力があると認められるもの</p> <p>(3) 前各号に準ずるもので、債務超過でなく、当期利益計上見込みがあり、償還能力があると認められるもの</p>
季	短期運転資金	協会の保証の対象となるもので、県内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者
節	短期運転資金 (売掛債権担保貸付)	協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者
そ	企業立地推進貸付融資保証	協会の保証対象となるものであって、国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けた者
の 他	ベンチャー支援資金融資保証	<p>協会の保証対象業種であって、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1. 中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を受けた者</p> <p>2. 沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けた者で既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しがある者</p> <p>3. 新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けた者</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	200,000	5年以上20 年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 求める 保証人 必要に応じて 徴求する					
運 転	50,000	1年以内 (うち据置 6ヶ月以内)	1.00~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
事業資金	30,000	1年以内	0.43	有り (1)	担保 申込人の有す る売掛債権の みを譲渡担保 として徴求す る 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
運設 転備	150,000	運 転 10年以内 (据置1年 以内) 設 備 15年以内 (据置3年 以内)	0.70~0.25	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
運設 転備	30,000	運 転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		

種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	<p>雇用創出促進資金融資保証</p> <p>保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに従業員を雇い入れ、又は働き方改革に取り組むもので、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの 2. 非正規雇用の従業員を正規雇用等(無期雇用含む)に転換しようとするもの 3. 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けたもの 4. 次のいずれかの認定・認証を受けたもの <ol style="list-style-type: none"> (1) えるぼし認定 (2) くるみん認定 (3) ユースエール認定制度 (4) 沖縄県人材育成企業認証制度 (5) 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証制度 (6) その他上記(1)～(2)と同等と認められる事業等に基づく認定・認証
そ の 他	<p>組織強化育成資金保証</p> <p>一般貸付 協会の保証の対象となるものであって、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員</p> <p>セーフティーネット貸付 協会の保証の対象となるものであって、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村が認定した者</p>
そ の 他	<p>経営振興資金保証</p> <p>協会の保証の対象となる中小企業者、協同組合等で、県内において1年以上継続して同一事業を営むもの</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
運 設 転 備	80,000	運 転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.75~0.35	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運 設 転 備	一般貸付 1組合あたり 50,000 転貸資金 300,000 (ただし 1転貸先 30,000) 1組合員あ たり30,000 セーフティー ネット貸付 1組合あたり 50,000 1組合員あ たり30,000	一般貸付 運 転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置 1年以内) セーフティー ネット貸付 運 転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80~0.40	有り (1)(2) 経営安定 関連特例 適用時 (1)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あ り	県		
運 設 転 備	80,000	運 転 7年以内 (うち据置 1年以内) 設 備 10年以内 (うち据置 1年以内)	1.00~0.45	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		

種 類 (制度名)	対 象
オキナワ型産業振興貸付融資保証	<p>協会の保証の対象となるものであって、県内において継続して1年以上本県の地域特性を活かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し各々の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康食品産業 (2) バイオ関連産業 (3) 健康サービス業 (4) 泡盛産業 (5) 工芸産業 (6) 環境関連産業 (7) 観光産業 (8) 情報通信関連産業 (9) 沖縄国際物流ハブ活用事業者
そ 資金繰り円滑化借換資金融資保証制度	<p>協会の保証の対象となるものであって、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 沖縄県信用保証協会の保証付き融資（複数債務の場合は合算）を借り換えるもの (2) 借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用につき市町村長から認定を受けたもの又は第2条第6項の規定に基づき、特例中小企業者として市町村長が認定したもの。
の 他 借換保証	<p>緊急保証の借換え</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原材料価格高騰対応等緊急保証、緊急保証、景気対応緊急保証に係る既往借入金の残高があること ② 経営安定関連保証を利用する場合は、緊急保証に係る既往借入金の残高があること、また適切な事業計画を有していること ③ 経営安定関連保証を利用する場合は中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること <p>一般保証、経営安定関連保証（セーフティネット保証）又は中小企業金融安定化特別保証（特別保証）の借換え</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）、中小企業金融安定化特別保証に係る既往の借入金の残高があること ② 経営安定関連保証を利用する場合は、一般保証、経営安定関連保証（緊急保証を除く）、中小企業金融安定化特別保証（特別保証）に係る既往借入金の残高があること、また適切な事業計画を有していること ③ 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有すること

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運 設 転 備	100,000	運 設 転 備 7年以内 (うち据置 1年以内) 10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80~0.40	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない			県		
運 設 転 備	50,000	運 設 転 備 10年以内 (据置6ヶ 月以内)	1.00~0.45	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県・連 合会 の 対 象 と な る 場 合 あ り	県		
原材料価格 高騰対応等 緊急保証、 緊急保証、 景気対応緊 急保証に係 る既往借入 金の借換え	個人・法人 280,000 組 合 480,000 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 個人・法人 380,000 組 合 480,000	原則として 10年以内 (据置1年 以内)	1.90~0.45 (経営安定 関 保 証 に よる 借 換 0.55、0.75、 0.85)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険と制 度により 異なる	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 必要に応じて 徴求する		連 合 会 の 対 象 と なる 場 合 あり			
一般保証、 経営安定関 連保証 (セーフティ ネット保証) 又は中小企 業金融安定 化特別保証 (特別保証) の借換え	個人・法人 280,000 組 合 480,000 中小企業信 用保険法第 2条第5項 第6号の認 定の場合 個人・法人 380,000 組 合 480,000	原則として 10年以内 (据置1年 以内)					連 合 会 の 対 象 と なる 場 合 あり			

種 類 (制度名)	対 象
そ の 他	条件変更改善型借換保証による借換え ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条第2項の認定経営革新等支援機関をいう以下同じ）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと
	上記以外については、利用する各制度の要綱の定めるところによる
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者を対象とする

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
保証付きの 既往借入金 の返済資金 のほか、事 業計画の内 容に応じ て、当該返 済資金以外 の事業資金 (新規の融 資分)	個人・法人 280,000 組 合 480,000 業務方法書 例第1の三 以下に規定 する保証は 除く	15年 (据置期間 1年以内)								
中小企業者 が主務大臣 の承認を受 けた振興事 業計画に 従って振興 事業を行う のに必要な 資金	480,000 普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 流動資産担 保保証 200,000 中小企業者 が組合等の 場合は、 680,000	運 転 5年以内 (うち、据置 1年以内) 設 備 7年以内 (うち据置 1年以内)	0.56	有り (1)	担 保 8,000万円超 は、原則有担 保とする。た だし、流動資 産担保保証を 利用する場 合は、金額に かわらず、申 込人が主務大 臣の承認を受 けた振興事業 計画に従って 振興事業を実 施する親事業 者に対して有 する売掛債権 のみを譲渡担 保として徴求 する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は不要とす る。なお、流 動資産担保保 証を利用する 場合には、保 証人を徴求し ない					

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	事業転換の場合100,000 多角化の場合70,000	運転 7年以内 (うち、据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内)	0.75~0.35	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
運設 転備	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 流動資産担 保保証 200,000 新事業開拓 保証400,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000) 新事業開拓 保証は一般 分その他特 例分含む流 動資産担保 保証の貸越 (貸付)債権 の保証割合 は8割とする	運転 5年以内 (うち据置 1年以内) 設備 7年以内 (うち据置 1年以内)	1.15~0.68 (無担保無 保証人保証 0.60)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険と制 度により 異なる	担保 8,000万円超 は、原則有担 保とする。た だし、流動資 産担保保証を 利用する場 合は、金額に かわらず、流 動資産のみを 担保として徴 求する 保証人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は不要とす る。なお、流 動資産担保保 証を利用する 場合には、保 証人を徴求し ない					
後継者への 事業承継を 目的とした 事業承継計 画の実施に 必要な資金	普通保証 200,000 無担保保証 80,000	15年以内 (うち据置 2年以内)	1.15	有り (2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					

種 類 (制度名)	対 象
<p>経営承継関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項イ又は同条同項第2号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた者を対象とする。</p> <p>(1) 会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。)であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>①当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。</p> <p>②当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>③当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤取引先金融機関(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。)との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥その他諸費用が生じたこと。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>①当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>②当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>③当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。</p> <p>イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割</p> <p>ロ) 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額</p> <p>⑦その他諸費用が生じたこと。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運設 転備 10年以内 15年以内	1.90~0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 法人代表者 以外は、原則 として保証人 を徴求しない					

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運 転 10年以内 設 備 15年以内	1.90~0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として認 定中小企業者 以外、保証人 は徴求しない					
運設 転備	普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000	運 転 10年以内 設 備 15年以内	1.90~0.45 (無担保無 保証人保証 0.90)	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として会 社の代表者又 は他の中小企 業者(会社に 限る)以外の 保証人は徴求 しない。ただ し、別途申込 人資格要件を 満たす者とし て申し込む際 には、保証人 は徴求しない。					

種 類 (制度名)	対 象
<p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p>経営承継準備関連保証 (つづき)</p>	<p>(3) 会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。</p> <p>① 次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>ア. 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>イ. 他の中小企業者が、当該他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>ウ. 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a. 資産超過であること</p> <p>b. $EBITDA \text{ 有利子負債倍率} ((\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}))$が15倍以内であること</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人との分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>
<p>他</p> <p>特定経営承継準備関連保証</p>	<p>次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人を対象とする。</p> <p>(1) 他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。</p> <p>(2) 他の中小企業者が、当該他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。）の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運 設	普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運 転 10年以内 設 備 15年以内	1.15	有り (2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 他の中小企業 者(会社に限 る)以外の保 証人は徴求し ない					

種 類 (制度名)	対 象
<p>経営承継借換関連保証</p> <p>そ の</p>	<p>次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)を対象とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。</p> <p>② 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>ア. 資産超過であること</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が15倍以内であること</p> <p>③ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。</p> <p>(2) 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(3) 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>
<p>事業承継特別保証制度</p> <p>他</p>	<p>次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。</p> <p>ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。</p> <p>(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>(3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。</p> <p>① 資産超過であること</p> <p>② EBITDA有利子負債倍率(注2)が15倍以内であること</p> <p>③ 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>④ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
借換資金	普通保証 200,000 無担保保証 80,000 特別小口保 20,000	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (うち据置 期間1年以 内)	0.45%~1.90% (無担保無 保証人保証 は各協会 の定める ところの 料率に 準ずる)	有り (1)(2) ただし特 別料率表 の料率適 応の際は 対象外	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あり			
事業資金 既存のブ ロパー借入 金(個人保 証あり)の 本制度によ る借り換え も可能 (ただし、一 定の期間内 に事業承継 を実施した 法人に対し ては、事業 承継前の借 入金に係る 借換資金に 限る)	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000	一括返済の 場合 1年以内 分割返済の 場合 10年以内 (据置期間 は1年以 内)	1.90~0.45 ※経営者保 証コーディネ ーターによ る確認を 受けた場合 1.15~ 0.20	有り (1)(2) ただし特 別料率表 の料率適 応の際は 対象外	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 徴求しない		連合会 の対象 となる 場合あり			

種 類 (制度名)	対 象
そ の	<p>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する経営革新計画を行政庁に提出し、承認を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者（注）であって、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施するもの。</p> <p>（注）以下に該当するものに限られる</p> <p>①特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの</p> <p>②特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの</p> <p>③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの</p>
他	<p>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を実施するもの</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
運設 転備	保証限度額 880,000 (組合等の 場合、 1,680,000 普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 新事業開拓 保証300,000 (組合等 600,000) 海外投資関 係保証 300,000 (組合等 600,000) 新事業開拓 保証は一般 分、その他 特例分含む 海外投資関 係保証は一 般分、その他 特例分含む	運 転 資 金 5 年 以 内 (据 置 期 間 1 年) 設 備 資 金 7 年 以 内 (据 置 期 間 1 年)	0.85 (無担保無 保証人保証 0.60	有り (1)	担 保 必要に応じて 徴求すること とする 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
運設 転備	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証人保証 20,000 新事業開拓 保証400,000 (組合等 600,000) 流動資産担 保保証 200,000 海外投資関 係保証 400,000 (組合等 600,000)	運 転 5 年 以 内 (据 置 期 間 1 年 以 内) 設 備 7 年 以 内 (据 置 期 間 1 年 以 内)	普通保証・ 無担保保証 0.85 無担保無保 証人保証 0.60 新事業開拓 保証 1.15 流動資産担 保保証 0.68	有り (1)(2) ただし、 利用する 保険と制 度により 異なる	担 保 8,000万円超は、 原則有担保と する。ただし、 流動資産担保 保証を利用す る場合は、金 額にかかわら ず、流動資産 のみを担保と して徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証 人は不要とす る。なお、流 動資産担保保 証を利用する 場合には、法 人代表者を除 いては、保証 人を徴求しない					

種 類 (制度名)	対 象
<p>地域経済牽引事業関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>次のいずれかに該当する中小企業者が対象となる。</p> <p>(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第3項各号に規定する中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの。</p> <p>(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>① 法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画（次のア. からウ. までに掲げる事項の記載があるものに限る。）を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第3項各号に規定する中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア. 承継等中小企業者及び被承継等中小企業者の名称。</p> <p>イ. 事業承継等の内容及び実施時期。</p> <p>ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a. 資産超過であること。</p> <p>b. $EBITDA$有利子負債倍率（（借入金・社債-現預金）÷（営業利益+減価償却費））が15倍以内であること。</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 地域経済牽引事業計画について承認を得た後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>（注）承認地域経済牽引事業者の中小企業者へのみなし措置法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認の申請（変更の承認の申請を含む。）の時に法第2条第3項に規定する中小企業者であった者が当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該実施期間内においては、引き続き(1)又は(2)に定める中小企業者であるものとみなして取り扱うものとする。</p>
<p>地域経済牽引支援関連保証</p>	<p>主務大臣の承認を受けた連携支援計画（変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認連携支援計画」という。）に従って連携支援事業を行う地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
<p>(1)申込人が1.(1)(1.(注)のみなし措置を含む。)の保証対象者であるとして申込する場合承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業を行うために必要な資金とする。</p> <p>(2)申込人が1.(2)(1.(注)のみなし措置を含む。)の保証対象者であるとして申込する場合承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金とする。</p>	<p>普通保証 200,000 (組合等 400,000)</p> <p>無担保保証 80,000</p> <p>無担保無保証人保証 20,000</p> <p>組合等の場合 480,000</p>	各信用保証協会所定	0.80	有り (1)	<p>担保必要に応じて徴求する</p> <p>保証人原則として法人代表者以外徴求しないこととする。</p>					
承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業の実施に必要な資金	<p>普通保証 200,000</p> <p>無担保保証 80,000</p>	<p>運 転 7年以内 (据置期間 1年以内)</p> <p>設 備 10年以内 (据置期間 1年以内)</p>	1.15	有り (1)(2)	<p>担保8,000万円超は、原則有担保とする。</p> <p>保証人原則として法人代表者以外、連帯保証人は徴求しない</p>					

種 類 (制度名)	対 象
先端設備等導入関連保証	<p>中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び中小企業者等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格の双方を備えるものであって、法第40条の規定に基づき特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備導入を行うもの</p>
<p>そ</p> <p>中小企業セーフティネット資金</p>	<p>協会の保証の対象となるものであって、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 最近3カ月又は6カ月の売上高（受注高）が前年同期比で5%以上減少しているもの</p> <p>(2) 倒産企業等に債権を有し、その企業への取引依存度が10%以上あるもの</p> <p>(3) 製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない者（最近3カ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること）</p> <p>(4) 知事が認定する災害により被害を受けたもの</p>
<p>の</p> <p>他</p> <p>伴走支援型特別保証制度</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者。</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等で、県内において3ヶ月以上継続して同一事業を営む者のうち、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。</p> <p>②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率 (年率%)		担保又は 保証人の 保証の徴求	備 考				
			割引料率(※) 適用の有無			借入金	損失補償	補 給 金		その他
								保証料	保険料	
認定先端設備導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保 証 20,000	運 転 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 10 年 以 内 (据置期間 1 年以内)	0.80 無担保無保 証人 0.60	有り (1) ただし、 利用する 保険によ り異なる	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない					
運 転 融資対象4 のうち設備 関係の影響 を受けたも のは運転、 設備資金又 は運転設備 資金	30,000	7年以内 (うち据置 1年以内) 融 資 対 象 (4) に 該 当 する場合は 運転7年 (うち据置 1年以内) 設 備 10年(うち据 置1年以内)	融 資 対 象 1から3まで 0.40%～ 0.80% 融 資 対 象 4 0.00%	有り (1)(2)	担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しない		県	県		
経営の安定 に必要な事 業資金	60,000	10 年 以 内 (うち据置 5 年以内)	0.85% ただし、 経営者保証 免除対応を 適用する場 合は0.2%を 上乘せ		担 保 原則無担保と する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外の連帯保 証人は徴求し ない。また、 経営者保証免 除対応を適用 する場合は法 人代表者の連 帯保証を徴求 しない。		連合会	連合会		
事業資金	60,000	10 年 以 内 (うち据置 5 年以内)	0.85% ただし、経 営者保証免 除対応を適 用する場 合は0.2%を 上乘せ		担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として法 人代表者以外 の連帯保証人 は徴求しない。 また、免除対 応を適用する 場合は法人代 表者の連帯保 証を徴求しない。		連合会 ・ 県	連合会 ・ 県		

種 類 (制度名)	対 象
<p>経営力向上関連保証制度</p> <p>そ の 他</p>	<p>次のいずれかに該当する特定事業者（注）が対象となる。</p> <p>(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。</p> <p>(2) 次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>①法第17条第1項に規定する経営力向上計画（認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。）を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア. 資産超過であること。</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が15倍以内であること。</p> <p>②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>（注）本要領における特定事業者は、以下に限られる。</p> <p>①特定事業者であって、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの。</p> <p>②特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6) 業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
<p>認定経営力向上計画に従って行われる事業資金のうち、次に掲げるものに係る資金とする。なお、保証承諾に当たっては、過去の売上げ等の実績のみによって一律に保証金額を定めるのではなく、当該事業の発展性、返済可能性等を勘案して判断することとする。</p> <p>(1)申込人が1.(1)の保証対象者であるとして申込する場合認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金、事業承継等に必要な資金又は事業承継等事前調査に必要な資金とする。</p> <p>(2)申込人が1.(2)の保証対象者であるとして申込する場合認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金とする。</p>	<p>普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000 (組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000 (組合等 600,000)</p>	<p>運 転 5 年 以 内 (据置期間 1 年以内) 設 備 7 年 以 内 (据置期間 1 年以内)</p>	<p>普通保証・ 無担保保証 0.8 無担保無保 証人保証 0.6 新事業開拓 保証 1.25 海外投資関 係保証 1.25</p>	<p>有り (1)</p>	<p>担 保 必要に応じて 徴求する 保 証 人 原則として 法人代表者 以外、保証人 は徴求しな い。ただし、 左記(2)に該 当する場合 には、徴求し ない。</p>					

種	類 (制度名)	対 象
そ の	財務要件型無保証人保証制度	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること</p> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること</p> <p>(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること</p> <p>①自己資本比率が15パーセント以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること</p>
他	伴走支援型借換等対応資金	<p>次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること(注1)(注2)</p> <p>①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 ロ保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	普通保証 200,000 (組合等 480,000) 無担保保証 80,000	分割返済 運転 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備 10年以内 (据置期間 1年以内) 運転設備 10年以内 (据置期間 1年以内) 一括返済 2年以内 (個別保証) 1年以内 (根保証)	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人は徴求 しない					
事業資金	60,000	10年以内 (うち据置 5年以内)	0.85% ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せ		担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外の連帯保 証人は徴求し ない。 また、免除対 応を適用する 場合は法人 代表者の連帯 保証を徴求し ない。		連合会 ・県	連合会 ・県		

種 類 (制度名)	対 象
<p>観光地形成促進関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>沖縄振興特別措置法に定める中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法に定める中小企業者に該当するもの(沖縄県内の各計画に定める区域内で事業を行う者に限る。)で、沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置実施計画(「認定観光地形成促進措置実施計画」)に従って観光地形成促進措置を実施する者。</p> <p>※1～※4</p> <p>※1 認定観光地形成促進措置実施計画(法第7条の2第8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事の認定を受けた観光地形成促進措置の実施に関する計画。 ・提出観光地形成促進計画※2 に定められた観光地形成促進地域※3 の区域内において観光地形成促進措置※4 を実施する者は、提出観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置実施計画を作成し、当該観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 <p>※2 提出観光地形成促進計画(法第7条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興基本方針に即して沖縄県知事が定め、公表するとともに、主務大臣に提出した国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画。 <p>※3 観光地形成促進地域(法第6条第2項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域。 <p>※4 観光地形成促進措置(法第7条の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 □保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
認定観光地 形成促進措 置実施計画 に従って観 光地形成促 進措置を実 施するため に必要な資 金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外徴求し ないこととす る。					

種 類 (制度名)	対 象
<p>情報通信産業振興関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>沖縄振興特別措置法に定める中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法に定める中小企業者に該当するもの（沖縄県内の各計画に定める区域内で事業を行う者に限る。）で、以下のいずれかに該当する者。</p> <p>①沖縄県知事の認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画（「認定情報通信産業振興措置実施計画」）に従って情報通信産業振興措置を実施する者。 ※1～※4</p> <p>②沖縄県知事から特定情報通信事業の認定を受けた法人 ※5～※7</p> <p>※1 認定情報通信産業振興措置実施計画(法第29条の2第8項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事の認定を受けた情報通信産業振興措置の実施に関する計画。 ・提出情報通信産業振興計画※2 に定められた情報通信産業振興地域※3 の区域内において情報通信産業振興措置※4 を実施する者は、提出情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置実施計画を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 <p>※2 提出情報通信産業振興計画（法第29条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興基本方針に即して沖縄県知事が定め、公表するとともに、主務大臣に提出した情報通信産業の振興を図るための計画。 <p>※3 情報通信産業振興地域（法第28条第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域。 <p>※4 情報通信産業振興措置（法第29条の2第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置。 <p>※5 特定情報通信事業（法第3条第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 <p>※6 特定情報通信産業に係る沖縄県知事の認定(法第30条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区※7 の区域内において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 <p>※7 情報通信産業特別地区（法第28条第2項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
<p>対象者① 認定情報通 信産業振興 措置実施計 画に従って 情報通信産 業振興措置 を実施する ために必要 な資金</p> <p>対象者② 認定特定情 報通信事業 を営むため に必要な資 金</p>	<p>普通保証 200,000 (組合等 400,000)</p> <p>無担保保証 80,000</p>	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80	有り (1)	<p>担保 必要に応じて 徴求する</p> <p>保証人 原則として法 人代表者以外 徴求しないこ ととする。</p>					

種 類 (制度名)	対 象
<p>産業高度化・事業革新関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>沖縄振興特別措置法に定める中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法に定める中小企業者に該当するもの（沖縄県内の各計画に定める区域内で事業を行う者に限る。）で、沖縄県知事の認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画（「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」）に従って産業高度化・事業革新措置を実施する者。※1～※5</p> <p>※1 認定産業高度化・事業革新措置実施計画（法第35条の3第8項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事の認定を受けた産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画。 ・提出産業イノベーション促進計画※2に定められた産業イノベーション促進地域※3の区域内において産業高度化・事業革新措置※4を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置実施計画を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 <p>※2 提出産業イノベーション促進計画（法第35条の2第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興基本方針に即して沖縄県知事が定め、公表するとともに、主務大臣に提出した産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。）を促進するための計画 <p>※3 産業イノベーション促進地域（法第35条第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの。 <p>※4 産業高度化・事業革新措置（法第35条の3第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業※5に必要な施設の整備その他の措置 <p>※5 産業高度化・事業革新促進事業（法第3条第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化（高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80	有り (1)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外徴求し ないこととす る。					

種 類 (制度名)	対 象
<p>国際物流拠点産業集積関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>沖縄振興特別措置法に定める中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法に定める中小企業者に該当するもの（沖縄県内の各計画に定める区域内で事業を行う者に限る。）で、以下のいずれかに該当する者。</p> <p>①沖縄県知事の認定を受けた国際物流拠点産業集積措置実施計画（「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画」）に従って国際物流拠点産業集積措置を実施する者※1～※5</p> <p>②沖縄県知事から特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人※6、※7</p> <p>※1 認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（法第42条の2第8項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事の認定を受けた国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画。 ・提出国際物流拠点産業集積計画※2に定められた国際物流拠点産業集積地域※3の区域内において国際物流拠点産業集積措置※4を実施する者は、提出国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置実施計画を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 <p>※2 提出国際物流拠点産業集積計画（法第42条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興基本方針に即して沖縄県知事が定め、公表するとともに、主務大臣に提出した国際物流拠点産業の集積を図るための計画。 <p>※3 国際物流拠点産業集積地域（法第41条第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域 <p>※4 国際物流拠点産業集積措置（法第42条の2第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業※5の集積に必要な施設の整備その他の措置 <p>※5 国際物流拠点産業（法第3条第11号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。）において積み込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。 <p>※6 特定国際物流拠点事業（法第3条第12号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。 <p>※7 特定国際物流拠点事業に係る沖縄県知事の認定（法第44条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
<p>対象者① 認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金</p> <p>対象者② 認定特定国際物流拠点事業を営むために必要な資金</p>	<p>普通保証 200,000 (組合等 400,000)</p> <p>無担保保証 80,000</p>	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80	有り (1)	<p>担保 必要に応じて 徴求する</p> <p>保証人 原則として 法人代表者 以外徴求し ないこととする。</p>					

種 類 (制度名)	対 象
<p>経済金融活性化関連保証</p> <p>そ の 他</p>	<p>沖縄振興特別措置法に定める中小企業者であり、かつ中小企業信用保険法に定める中小企業者に該当するもの（沖縄県内の各計画に定める区域内で事業を行う者に限る。）で、以下のいずれかに該当する者。</p> <p>①沖縄県知事の認定を受けた経済金融活性化措置実施計画（「認定経済金融活性化措置実施計画」）に従って経済金融活性化措置を実施する者※1～※3</p> <p>②沖縄県知事から特定経済金融活性化事業の認定を受けた法人※4～※6</p> <p>※1 認定経済金融活性化措置実施計画（法第55条の4第8項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事の認定を受けた経済金融活性化措置の実施に関する計画。 ・経済金融活性化特別地区※2の区域内において経済金融活性化措置※3を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置実施計画を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 <p>※2 経済金融活性化特別地区（法第55条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 <p>※3 経済金融活性化措置（法第55条の4第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置。 <p>※4 特定経済金融活性化事業（法第56条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業※5に属する事業。 <p>※5 特定経済金融活性化産業（法第55条の2第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業 <p>※6 特定経済金融活性化事業に係る沖縄県知事の認定（法第56条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において特定経済金融活性化事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員数の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
<p>対象者① 認定経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施するために必要な資金</p> <p>対象者② 認定特定経済金融活性化事業を営むために必要な資金</p>	<p>普通保証 200,000 (組合等 400,000)</p> <p>無担保保証 80,000</p>	10年以内 (うち据置 1年以内)	0.80	有り (1)	<p>担保 必要に応じて 徴求する</p> <p>保証人 原則として 法人代表者 以外徴求し ないこととす る。</p>					

種 類 (制度名)	対 象
<p>事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)</p> <p>そ の 他</p>	<p>次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。</p> <p>ただし、法人の設立後最初の事業年度 (以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1) 信用保証協会への保証申込日 (以下「申込日」という。)以前2年間 (法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者 (代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権 (当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者 (代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと</p> <p>① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過※1でないこと</p> <p>② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと※2。</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者 (代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権 (当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のもの)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者 (代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと</p> <p>(5) 信用保証料率の引上げ※3により経営者保証を提供しないことを希望していること</p> <p>※1 「純資産の額≥ 0」であること</p> <p>※2 「経常利益+減価償却≥ 0」であること</p> <p>※3 中小企業信用保険法施行規則 (昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			保証料率 (年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金	80,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	所定料率 (1.90%~ 0.45%)に 対して、 左記(3)① ②要件の該 当状況に応 じて0.25% 又は0.45% を上乗せす る。 ただし、補 助期間に応 じて0.05% から0.15% に相当する 額を国が補 助する	有り (1)	担保は徴求し ない 保証人は徴求 しない		連合会	連合会		

種 類 (制度名)	対 象
<p>その他</p> <p>プロパー融資借換特別保証</p>	<p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。</p> <p>ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。</p> <p>(1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率(注2)が15倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない</p> <p>(注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)</p>
<p>社債引受保証</p> <p>中小企業特定社債保証</p>	<p>県内で事業を営む法人で、純資産額が5千万円以上あり、保証協会の定めた資格要件に該当するもの</p>
<p>根保証</p>	<p>保証資格要件を満たす中小企業者</p>

※保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。

※「割引料率の適用」欄については、「(6)業務内容 口保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目番号を記載。

資金使途	保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率		担保又は 保証人の 保証の徴求	備考				
			(年率%)	割引料率(※) 適用の有無		借入金	損失補償	補給金		その他
								保証料	保険料	
事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金	普通保証 200,000 (組合等 400,000) 無担保保証 80,000	10年以内 (うち据置 1年以内)	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人は徴求 しない		連合会			
事業資金	450,000 ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証の合計で5億円を限度とする	7年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 2億円超は原則有担保 保証人 共同保証人 以外の保証人は、徴求しない					
運 転	個人・法人 200,000 組合 400,000	1年以内	1.90~0.45	有り (1)(2)	担保 必要に応じて 徴求する 保証人 原則として 法人代表者 以外、保証人は徴求しない					

□ 保証料率等

(単位:年率%)

料 率 区 分	基 本	特 別		平均	備 考
		最高	最低		
保 証 料	責任共有保証料率：1.90%～0.45% 責任共有外保証料率：2.20%～0.50% 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1) 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2) 担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.65	0.19	1.00	
調 査 料	—	—	—	—	
延滞保証料	—	—	—	—	
損 害 金	14.00	14.00		—	

(記載上の注意) 平均欄には、当期中の平均保証債務残高に対する保証料収入額の割合を記載すること。

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	5,438	85,812
保 証 申 込 取 消	514	7,913
保 証 承 諾	4,880	72,698
保 証 後 取 消	184	3,115
償 還	3,788	74,766
保 証 債 務	23,780 (532)	291,949 (▲ 8,705)
所 定 期 限 経 過 債 務	10 (7)	92 (72)
代 位 弁 済	374	3,473
回 収	7	139
求 償 権 償 却	286	3,136
求 償 権	269 (81)	1,039 (198)

(記載上の注意) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権については、当期末残高を記載し、それぞれの前期末残高との比較増減を括弧内に記載すること。

口 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	8	384
地 方 銀 行	3,175	47,746
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	1,411	20,181
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	253	3,783
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	4	15
商 工 組 合 中 央 金 庫	29	589
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	4,880	72,698

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(口) 金額別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	107	92
100万円超 200万円以下	363	642
200万円超 300万円以下	445	1,251
300万円超 500万円以下	749	3,325
500万円超 1,000万円以下	1,191	9,838
1,000万円超 1,500万円以下	503	6,685
1,500万円超 2,000万円以下	491	9,290
2,000万円超 3,000万円以下	487	13,063
3,000万円超 5,000万円以下	362	14,681
5,000万円超 6,000万円以下	87	5,021
6,000万円超 7,000万円以下	16	1,059
7,000万円超 8,000万円以下	45	3,555
8,000万円超 10,000万円以下	10	969
10,000万円超 20,000万円以下	24	3,227
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	4,880	72,698

(ハ) 期間別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
3 月以内	132	1,914
3 月超 6 月以内	398	5,581
6 月超 1 年以内	811	19,151
1 年超 2 年以内	43	687
2 年超 3 年以内	33	201
3 年超 4 年以内	18	122
4 年超 5 年以内	267	1,841
5 年超 7 年以内	1,189	10,478
7 年超 10 年以内	1,917	29,289
10 年超	72	3,432
計	4,880	72,698

(二) 資金用途別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	635	7,180
運 転 資 金	4,245	65,517
そ の 他	0	0
計	4,880	72,698

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位:百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	1,330	27,054
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	663	13,238
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	7	170
力 ー ド ロ ー ン	11	100
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	624	3,794
流 動 資 産 担 保 融 資	8	631
事 業 再 生	48	1,295
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	579	3,359
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	557	7,658
手 形 割 引	0	0
そ の 他	1,050	15,078
計	3,547	45,324
社 債 引 受 保 証	3	320
合 計	4,880	72,698
追 認	0	0
根 保 証	222	5,395

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位:百万円)

区 分		件 数	金 額
本 所		4,880	72,698
支 所			
計		4,880	72,698

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位:千円)

保証承諾年度	区分	件 数	金 額
令和5年度		7	116,194
令和4年度		42	428,411
令和3年度		67	686,219
令和2年度		173	1,366,240
令和元年度		26	355,380
平成30年度		27	247,634
平成29年度以前		32	272,784
計		374	3,472,861

(口) 金融機関別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	0	0
地 方 銀 行	246	2,486,684
第 二 地 方 銀 行 協 会 加 盟 行	103	773,611
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	23	168,269
信 用 協 同 組 合	0	0
農 業 協 同 組 合	2	44,297
商 工 組 合 中 央 金 庫	0	0
日 本 政 策 金 融 公 庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	374	3,472,861

(記載上の注意) 信用金庫及び信用協同組合の欄には、それぞれ連合会を含めて記載すること。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	50	521,053
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	161	1,513,364
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	0	0
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 工 ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	0	0
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	42	212,414
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	5	234,299
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	29	90,353
設 備	0	0
長 期	0	0
輸 出 関 連	0	0
季 節	11	141,836
手 形 割 引	0	0
そ の 他	76	759,542
計	324	2,951,808
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	374	3,472,861
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位:千円)

保証承諾年度	区 分	件 数	金 額
令和5年度		0	0
令和4年度		0	10,708
令和3年度		0	4,265
令和2年度		3	71,421
令和元年度		1	51,641
平成30年度		1	28,498
平成29年度		1	26,485
平成28年度		1	20,513
平成27年度		0	3,714
平成26年度		1	6,434
平成25年度以前		86	616,716
計		94	840,396

(ロ) 代位弁済年度別回収

(単位:千円)

代位弁済年度	区 分	件 数	金 額
令和5年度		3	82,030
令和4年度		4	72,224
令和3年度		0	29,187
令和2年度		2	16,383
令和元年度		3	40,471
平成30年度		2	4,709
平成29年度		2	16,381
平成28年度		1	28,907
平成27年度		0	9,116
平成26年度		3	35,473
平成25年度以前		74	505,514
計		94	840,396

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	
構 成 総 額	0
出 資 額	0

2. 収支計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経常収入	3,314,292,389
保預有価証券調査延損事責任雑	
証金利息配当金	2,955,177,173
証券利息配当金	835,210
調査料	110,342,757
延滞保険証料	0
延滞保険証料	0
延滞損害補助金	25,038,338
延滞損害補助金	4,202,500
延滞損害補助金	206,721,000
延滞損害補助金	11,975,411
経常支出	2,138,105,787
業務	
役員給与	762,118,552
退職給与引当金繰入	403,511,368
その他の人件費	44,314,060
旅費	103,392,580
業務費	2,257,871
賃借料	113,170,621
不動産償却	30,889,804
信用調査費	8,990,014
債権管理費	3,675,414
指導普及費	32,174,438
負担金	9,360,739
借入金利息	10,381,643
信用保険料	0
責任共有負担金納付金	1,343,843,095
責任共有負担金納付金	17,993,190
雑支	14,150,950
経常収支差額	1,176,186,602
経常外収入	5,257,537,796
償却求償権回収金	
償却求償権回収金	126,145,779
責任準備金戻入	
責任準備金戻入	2,026,712,316
求償権償却準備金戻入	
求償権償却準備金戻入	207,939,657
求償権補填金戻入	
求償権補填金戻入	2,896,740,044
保険	
損失補償補填金	2,581,164,245
損失補償補填金	315,575,799
有価証券評価益	
有価証券評価益	0
有価証券売却益	
有価証券売却益	0
補助金	
補助金	0
その他の収入	
その他の収入	0
経常外支出	5,357,897,413
求償権償却	
求償権償却	3,135,962,289
譲受債権償却	
譲受債権償却	0
雑勘定償却	
雑勘定償却	0
有価証券評価損	
有価証券評価損	0
有価証券売却損	
有価証券売却損	0
退職金	
退職金	0
責任準備金繰入	
責任準備金繰入	1,958,059,483
求償権償却準備金繰入	
求償権償却準備金繰入	263,875,637
その他の支出	
その他の支出	4
経常外収支差額	△ 100,359,617
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,075,826,985
収支差額変動準備金繰入額	537,826,985
基本財産繰入額	538,000,000

3. 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	446,204	基 本 財 産	14,438,851,892
現 小 切 手	446,204	基 金	8,986,758,041
預 け 金	0	基 金 準 備 金	5,452,093,851
当 座 預 金	11,497,611,624	制 度 改 革 促 進 基 金	0
普 通 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	2,313,888,020
通 知 預 金	1,490,204,358	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
定 期 預 金	0	責 任 準 備 金	1,958,059,483
郵 便 貯 金	10,000,000,000	求 償 権 償 却 準 備 金	263,875,637
金 銭 信 託	7,407,266	退 職 給 与 引 当 金	530,775,296
有 価 証 券	0	損 失 補 償 金	6,931,760,883
国 債	14,139,341,674	保 証 債 務	291,949,389,800
地 方 債	0	求 償 権 補 填 金	0
社 債	8,741,062,052	保 険 金	0
株 式	5,395,279,622	損 失 補 償 補 填 金	0
受 益 証 券	3,000,000	借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	長 期 借 入 金	0
フ ァ ン ド 出 資	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
譲 渡 性 預 金	0	短 期 借 入 金	0
そ の 他	0	(うち日本政策金融公庫分)	(0)
動 産 ・ 不 動 産	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
事 業 用 不 動 産	229,713,312	雑 勘 定	8,157,113,315
事 業 用 動 産	219,667,119	仮 受 金	127,188
所 有 動 産 ・ 不 動 産	10,046,193	保 険 納 付 金	81,420,074
建 設 仮 勘 定	0	損 失 補 償 納 付 金	8,557,461
損 失 補 償 金 見 返	0	未 経 過 保 証 料	8,057,973,163
保 証 債 務 見 返	6,931,760,883	未 払 保 険 料	1,534,708
求 償 権	291,949,389,800	未 払 費 用	7,500,721
讓 受 債 権	1,038,975,835	有 価 証 券 未 払 金	0
雑 勘 定	0		
仮 払 金	756,474,994		
保 証 金	1,245,555		
厚 生 基 金	18,980,000		
連 合 会 勘 定	125,946,120		
未 収 利 息	3,302,898		
有 価 証 券 未 収 入 金	26,665,219		
未 経 過 保 険 料	0		
	580,335,202		
合 計	326,543,714,326	合 計	326,543,714,326

4. 財産目録

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	446,204	その他有価証券 評価差額金	0
預 け 金	11,497,611,624	責 任 準 備 金	1,958,059,483
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	263,875,637
有 価 証 券	14,139,341,674	退職給与引当金	530,775,296
動 産 ・ 不 動 産	229,713,312	損 失 補 償 金	6,931,760,883
損失補償金見返	6,931,760,883	保 証 債 務	291,949,389,800
保証債務見返	291,949,389,800	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	1,038,975,835	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	8,157,113,315
雑 勘 定	756,474,994		
合 計	326,543,714,326	合 計	309,790,974,414
		正 味 財 産	16,752,739,912

監 事 意 見

沖縄県信用保証協会の令和5年度決算の監査結果について

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、第61期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業報告（業務報告書、収支報告書、貸借対照表および財産目録）について監査いたしました。

監査の結果、理事の業務執行に関しては、法令および定款等に違反する重大な事実、または不当な事項は認められませんでした。

また、事業報告は、法令、定款等に従い適正に処理され、正確に表示しているものと認めます。

令和6年5月16日

沖縄県信用保証協会

監 事 嘉 数 裕 幸 

監 事 本 永 敬 三 

監 事 屋 我 嗣 治 